

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	寄居町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/02/mynumber.html

執行機関名 寄居町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	修学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		寄居町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 修学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第一条	寄居町修学資金給与要綱(平成19年寄居町教育委員会告示第7号) 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、寄居町民で修学の意欲を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、修学上に必要な学資金の一部を給与し、もって教育の機会均等を図るとともに、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		寄居町修学資金給与要綱(平成19年寄居町教育委員会告示第7号)